

第 1 1 回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和 6 年 6 月 2 1 日（金）午後 2 時 0 0 分～午後 4 時 1 0 分

場 所

宇都宮市役所 7 階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1 番：櫻井委員（会長職務代理）、2 番：恩田委員、3 番：平出委員、4 番：中山委員、
5 番：小島委員、6 番：相良委員、7 番：小野口委員、8 番：佐藤委員（会長職務代理）、
9 番：刈部委員、10 番：手塚（孝）委員、11 番：手塚（敏）委員、12 番：田崎委員、
13 番：永岡委員、14 番：吉澤委員、15 番：福田委員、16 番：伊澤委員、
17 番：村田委員（会長）、18 番：宇梶委員、19 番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

なし

会議経過

1 開 会

出席委員 1 9 名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号 2 番の恩田委員、3 番の平出委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：議案書 3 ページ議案第 1 8 号及び議案第 2 0 号（令和 6 年 6 月 1 4 日付
けで取下げ）

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書 1 ページをお開きください。日程第 1 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 ページに渡って、関連する議案がありますので、3 ページまとめて、審議してまいります。取下げとなった議案第 1 8 号及び 2 0 号を除く、議案第 1 号から議案第 2 1 号までの 1 9 議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第 4 号から 1 7 号までの 1 4 議案については、内容が関連しているため、一括して御説明いたします。全て瑞穂野地区の申請です。譲渡人及び譲受人は、耕作の利便性向上により、申請地を交換または売買により取得し、全ての申請地に水稻を作付けする旨の申請です。なお、申請地を交換により取得する議案は、

議案第4号から8号、議案第10号から13号です。売買による取得する議案は、議案第14号から17号となります。農機具の調達状況は、いずれの譲受人もトラクター、田植機、コンバインを所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。なお、議案第5号、6号、8号、14号の譲受人は、平成14年3月12日に設立された法人で、農産物の生産販売等及び農作業の受託等に関する事業を主な目的としており、農地法第2条第3項に掲げる全ての要件を満たしている農地所有適格法人であるため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第4号から17号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第4号から17号について、議案第5号、6号、8号、14号については、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、条件を付して許可する」ことに、それ以外の10件については、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。取下及び審議済の16議案を除く、議案第1号から21号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、借受地を譲り受け、引き続き耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、ミズバショウを栽培する旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、管理機1台、防除機1台を所有しており、営農に支障はありません。なお、譲受人は、芳賀町に4,044平方メートルの耕作地があり、芳賀町農業委員会に農地の利用状況について確認済です。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると

調査しております。

議案第3号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、借受地を譲り受け、引き続き耕作するため、申請地を贈与により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。申請人は姪と叔母の関係です。また、贈与税の支払い意思は確認済みです。譲受人の農機具の調達状況は、耕運機1台、軽トラック1台、2トンドンプ1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第19号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第21号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は、自家消費野菜を耕作するため、申請地を売買により取得し、枝豆、キュウリを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、耕運機1台をリースにて確保しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 取下及び審議済の16議案を除く、議案第1号から21号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。取下及び審議済の16議案を除く、議案第1号から21号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第22号から27号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第22号から27号までの6議案のうち、議案第23号については、条件を付して許可するものと調査しております。議案第23号について御説明いたします。国本地区の申請です。貸付人は、借受人の営農に協力するため、借受人は、経営規模拡大のため、申請地に3年間の賃借権を設定し、ネギを作付する旨

の申請です。借受人は、平成19年7月31日に設立された法人で、地方公共団体等の設置する公の施設の管理運営業務の請負、農畜産物等の生産及び加工・販売等を主な目的としております。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、管理機1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、次の3つの解除条件を付して許可すべきものと調査しております。

1 権利を取得する者が権利取得後に農地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されていること

2 地域農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること

3 権利を取得しようとする者が法人である場合、その業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等に常時従事すると認められること

以上3つの条件です。

議長 議案第23号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第23号について、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、解除条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第23号を除く、議案第22号から27号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第22号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅近隣の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、トマト、キュウリ、ナスを作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、耕運機2台を所有しており、営農に支障ありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第24号について御説明いたします。富屋地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しており営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況について

も問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第25号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、フォークリフト1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、いずれも耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第26号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を贈与により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第27号について御説明いたします。上河内地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、サツマイモ、ニンニク、ネギ等を作付する旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、耕運機1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第23号を除く、議案第22号から27号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第23号を除く、議案第22号から27号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第28号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第28号について御説明いたします。清原地区の申請です。申請人は、自宅に車両スペースがないため、隣接する当該地に駐車場を整備する旨の申請です。土地利用計画ですが、砂利敷きとし、駐車場5台分を整備するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、造成費等を、全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されており

ます。申請地は、「住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地」に該当する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第28号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第28号について、「申請のとおり許可する」ことに御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。6ページをお開き下さい。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第29号から35号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第29号について御説明いたします。平石地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。なお、申請地北側に隣接する宅地171.98平方メートルを同時利用地として一体利用する計画となっており、北側の宅地部分が道路に接しております。給排水計画については、給水は市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽により、処理後水路に放流する計画で、鬼怒川右岸土地改良区の放流同意書が添付されており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を自己資金と融資により賄う計画で、支払済の領収書及び金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和6年4月26日付けで、農用地から除外され、除外後は、土地改良法による換地処分を受けた第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」(以降、「集落接続」)に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第30号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。

ます。資金計画については、建物建築費等を、全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、星の杜小中学校、高等学校から50メートルに位置し、水道管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第31号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域内に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和6年4月26日付けで、農用地から除外され、除外後は、農地の集团的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「集落接続」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第32号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和5年9月1日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル180枚を設置し、年間発電量111,541キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜き12円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は136万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第33号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。譲受人は、事

業拡大のため、申請地を贈与により取得し、新たに農産物加工販売等施設及び農業用倉庫を建築する旨の申請です。本件は、都市計画法第34条14号の「都市農村交流施設」に該当します。譲受人は、令和4年1月11日に設立した法人で、農産物の生産、加工、販売業を主な目的としており、農地法第2条第3項に掲げる全ての要件を満たしている農地所有適格法人であります。土地利用計画については、農産物加工販売等施設1棟、農業用倉庫1棟を建築、敷地内はアスファルト舗装及び砂利敷とし、大型バスを含め16台分の駐車スペースを整備する計画となっております。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽で処理後、敷地内処理する計画で、雨水は側溝及び管渠により集水し、雨水浸透施設へ流入する計画です。資金計画については、事業費の全てを自己資金及び関連会社からの融資で賄う計画で、金融機関の残高証明書、関連会社の残高証明書及び関連会社からの貸借契約書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行令第4条第1項第2号イ、「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第34号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、平成8年11月7日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール945枚を設置し、年間発電量630、154キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜13円で計算しますと、経費等を除いた年間の利益は760万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は、敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第35号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は、持

家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。譲受人は申請地の北側隣接地に実家があり、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建設費等を、全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第29号から35号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第29号から35号について、「申請のとおり許可する」ことに御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第36号から40号までの5議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第36号から40号までの5議案の内、議案第40号については、許可後の事業計画変更承認を条件に許可すべきものと調査しております。議案第40号について御説明いたします。河内地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に35年間の賃借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の代表取締役の子であり、「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、土地改良法による換地処分を受けた第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「集落接続」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しておりますが、事業計画変更を伴う案件であるため、9ページ議案第44号の事業計画変更承認を条件に許可すべきものと調査しております。

議長 議案第40号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第４０号について、「事業計画変更を伴う案件のため、関連議案第４４号の事業計画変更承認を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案第３６号から３９号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第３６号から３９号までの４議案については、転用事業者及び施設の概要が同一のため、併せて御説明いたします。横川地区、姿川地区、城山地区、国本地区の申請です。申請人は、発電・売電するため、申請地に賃借権の設定及び売買により、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。申請人は、平成１４年１月８日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、全て非ＦＩＴ法による売電を行うもので、申請人と小売電気事業者との間で、非ＦＩＴ太陽光発電所で発電された電気の売買を行うものです。申請地における太陽光発電の概要ですが、議案第３６号、３８号、３９号については、太陽光発電モジュール２００枚を設置し、年間発電量１１６、０００キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜１２円で計算しますと、経費等を差し引いた年間の利益は８４万円程度となる見込みです。議案第３７号については、太陽光発電モジュール１９８枚を設置し、年間発電量１１４、８４０キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜１２円で計算しますと、経費等を差し引いた年間の利益は８３万円程度となる見込みです。土地利用計画については、敷地内は全て現況のまま特に造成工事を行わず、パネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、全て小集団の生産性の低い第２種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第５条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 議案第３６号から３９号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第３６号から３９号について、「申請のとおり許可する」ことに御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。８ページをお開きください。「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」、議案第４１号及び４２号について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第41号及び42号については、借受人及び施設の概要が同一で、事業自体も関連しておりますので、併せて御説明いたします。河内地区の申請です。前回の定例総会でも御審議いただきました中岡本町における送電鉄塔建替に係る事業の続きでありまして、借受人は、送電鉄塔建替のため、申請地に15か月間の賃借権を設定し、資材置場として一時転用する計画であり、議案第42号については、一部特定図による申請となっており、筆の一部分を利用するものです。借受人は、平成27年4月1日に設立された法人で、電気事業等を主な目的としております。計画によりますと、栃木県県北・中部地域の低圧再生可能エネルギーの連系増加に伴い、一部鉄塔建替え工事を行い、電力ネットワーク増強を実施する計画です。なお、電気事業者が送電用もしくは配電用の施設として、鉄塔や鉄塔を設置するために必要な道路等については、農地転用許可不要となっておりますが、鉄塔に隣接する農地の一部を資材置場として利用するものについては、一時転用の許可が必要となります。土地利用計画については、丸太及び鉄板を敷設し、資材置場及び作業場として利用するもので、周囲はガードフェンスを設置する計画となっております。資金計画については、整地費及び賃料等を全額自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農用地であります。一時転用で農地に復元する計画であることから、不許可の例外に該当します。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第41号及び42号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第41号及び42号について、「申請のとおり許可する」ことに御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。9ページをお開きください。日程第4「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第43号及び44号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第43号について御説明いたします。清原地区の事業計画変更申請です。転用事業者は、園芸用土採取をするため、令和5年6月29日に18か月の一時転用許可を受けましたが、重機の破損により修理が必要となり、計画期間内の完了が困難となったことから、転用期間を延長するため、事業計画変更申請に至ったものです。本件は、事業計画変更承認基準全てに該当し、変更を認めることについて問題ないものと調査しています。

議案第44号について御説明いたします。河内地区の事業計画変更申請です。土地所有者である転用事業者は、平成14年2月14日に資材置場を目的とし

た農地転用の許可を受け、所有権移転まで行いました。しかし、許可後、経営上の問題で転用を断念したため、承継者による一般住宅への事業計画変更申請に至ったものです。なお、事業の実行性も議案第40号で確認していることから、事業計画の必要性及び実行性はあると判断し、変更はやむを得ないものと調査しております。

議長 議案第43号及び44号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第43号及び44号について、「変更を承認する」ことに御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページをお開きください。日程第5「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」、議案第45号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第45号は、横川地区の願出です。願出人は、令和5年3月24日付けで、砂田町の農地1筆97平方メートルに、従業員駐車場を拡張する旨の申請を行い、令和5年5月1日付、宇都宮市農業委員会指令第5-142号により許可を受けましたが、従業員の退職により事業を断念するに至ったものです。願出地は、転用未着手で農地のままであることが確認できたことから、取消相当と認められるものと調査しております。

議長 議案第45号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第45号について、「願出により許可を取消す」ことに御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。11ページをお開きください。日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第46号から48号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定」について、御説明いたします。相対による契約になります。

議案第46号は、清原地区の計画です。畑の貸し借りです。

議案第47号は、国本地区の計画です。畑の貸し借りです。

議案第48号は、上河内地区の計画です。畑の貸し借りです。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

議長 議案第46号から48号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第46号から48号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。12ページをお開きください。日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」、議案第49号及び50号について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定」について、御説明いたします。集積計画一括方式による契約になります。

議案第49号は、国本地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第50号は、富屋地区の計画です。田の貸し借りです。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第49号及び50号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第49号及び50号について、「計画を決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。13ページを御覧ください。日程第8「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について、議案第51号から53号までの3議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 日程第8「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定」について、御説明いたします。

議案第51号は、平石地区の計画です。譲受人は、経営規模拡大のため、県公社から、石井町の田1筆、1,086平方メートルを売買により取得するものです。

議案第52号は、平石地区の計画です。譲受人は、経営規模拡大のため、県公社から、石井町の田2筆、計2,188平方メートルを売買により取得するものです。

議案第53号は、清原地区の計画です。譲受人は、経営規模拡大のため、県公社から、道場宿町の田2筆、計6,168平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であ

り、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、全て適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第51号から53号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第51号から53号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。14ページをお開きください。日程第9「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第54号から57号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 日程第9「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」御説明いたします。

議案第54号から57号は、横川地区の計画です。

これらの計画は、農地中間管理事業により、「県公社」から農地を借り受けて耕作しておりました耕作者を変更するものであり、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、全て適正な計画であると調査しております。

議 長 議案第54号から57号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第54号から57号について、「計画のとおり承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。15ページを御覧ください。日程第10「生産緑地地区に指定した農地の利用状況について」、議案第58号から62号までの5議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 生産緑地制度は、都市農地の適正な保全等を目的とした制度であり、令和4年度に指定された生産緑地地区の農地の利用状況について、宇都宮市長より意見を求められております。議案第58号は旧市地区、議案第59号及び60号は国本地区、議案第61号及び62号は豊郷地区の生産緑地地区であります。議案第58号から62号までの全ての農地の利用状況について、地区調査会で調査した結果、「農地として適正に耕作している」ことを確認しております。

議 長 議案第58号から62号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第58号から62号について、「適正に耕作されている旨、報告する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。16ページをお開きください。日程第11「県営上石那田地区土地改良事業の非農用地設定に係る意見について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 栃木県河内農業振興事務所より、県営上石那田地区土地改良事業の非農用地設定に係る意見を求められたことから、回答するものとなります。場所につきまして、モニターを御覧ください。日光街道から入る県道文挾・石那田線沿いから北側の一帯となります。意見を求められているのは全部で13か所ですが、①、②、⑥を除く場所については、換地後の地目が農地でないため、農地転用許可は不要となります。なお、①、②、⑥の換地後の地目は田となり、①の用途については、農業用駐車場敷地、②は揚水機場敷地、⑥は農業用資材置場となる予定であることから、①及び⑥については、農用地の用途区分変更後に農地法第4条第1項の農地転用の許可が必要となります。②の用途については、農業用施設であります、その面積が2アール未満であるため、許可は不要ですが届出が必要となります。

議長 非農用地設定に係る意見について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。非農用地設定に係る意見について、「原案とおり回答する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。17ページを御覧ください。日程第12「宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」、こちらは、本日举行合同調査会の結果を踏まえて審議するため、先に報告事項に入ります。18ページをお開きください。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第7まで一括で報告する。]

議長 それでは、一度、総会議事を中断して、合同調査会を行います。10分間ほど休憩を入れた後で行いますので、よろしくお願いします。

(合同調査会后)

議長 それでは、総会を再開します。議案書の17ページをお開きください。日程第12「宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更申請に係る意見について」、先ほどの合同調査会での意見を、農業委員会の意見とすることに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案の審議は全て終了しましたので、「その他」皆様から何か報告等はありませんか。

委員 (特になし)

議 長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 [目標地図，次期地区調査会長と職務代理者改選について説明]

議 長 全ての審議が終了しましたので，以上で第 11 回定例総会を終了します。

(閉会 午後 4 時 10 分)